答 弁 第 一 二 六 号平成二十年十月二十四日受領

内閣衆質一七〇第一二六号

平成二十年十月二十四日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

河 村 建 夫

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員長妻昭君提出「消された年金」 問題に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出「消された年金」 問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「一四四万件」 の性格については、 先の答弁書(平成二十年十月三日内閣衆質一七〇第二八号

三の1について、三の2について及び三の3についてで述べたとおりであり、これを「改ざんの疑いが

ある件数」と考えることは適当でない。

二及び三について

お尋ねの件数及び人数については、いずれも確認していない。

社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録上、 厚生年金保険に係る標準報酬月額の記録

を過去にさかのぼって訂正する処理が事実に反して行われた事案の可能性がある約六万九千件のうち、 厚

生年金受給者に係るものであるおよそ二万件(以下「訪問調査対象記録」という。)については、受給者

本人に記録を確認していただくため、本年十月十六日から、社会保険事務所の職員が訪問調査を開始した

ところである。これは、既に年金を受給されている方については、記録訂正が必要な場合には、現在受給

している額が異なってくることから、速やかに記録訂正を行い、年金の裁定変更処理を行う必要があるか

_

らである。

なお、 平成二十一年四月から、 被保険者に対し標準報酬月額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便

を送付するとともに、 同年中に、 「厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせ」

の送付を開始することとしている。また、「一四四万件」(訪問調査対象記録を除く。)に該当する方に

ついては、送付の際に、注意を必要とする記録訂正が行われている旨を注意喚起する書類を同封し、

確認をお願いする予定である。これにより、御本人による記録の確認と必要に応じた記録訂正の申出等が

行われ、 それに基づいた訂正等を行うことになるものと考えている。

四について

御指摘のような推計は行っていない。

五について

質問主意書については、 各府省の大臣の責任の下で判断を行い、与党に事前に情報提供を行うことはあ

る。

また、 自由民主党国会対策委員会における野党からの各府省に対する資料要求の実態把握が終了したと

は聞いていない。

六及び七について

お尋ねについては、 提出する資料の内容や提出の可否の判断は、各府省の大臣の責任の下で行われてい

るところである。